

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
	<p data-bbox="587 548 1427 611">電気・機械工事標準積算基準書</p> <div data-bbox="495 894 1498 1367" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"><p data-bbox="537 940 1368 1062">平成28年7月より第Ⅲ編 機械設備工事の 「歩掛の補正」が改定されました。 詳しくは 「第Ⅲ編 機械設備工事 第2章 標準歩掛」 をご参照ください。</p></div> <p data-bbox="813 1562 1196 1612">平成 28 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="836 1703 1172 1753">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1822 548 2662 611">電気・機械工事標準積算基準書</p> <p data-bbox="2050 1562 2433 1612">平成 27 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="2065 1686 2418 1736">神奈川県企業庁</p>

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
以降全て、「消費税相当額」を「消費税等相当額」に改める。	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 共通事項</p> <p>第 3 節 請負工事費の取り扱い 2-3-1-4 工事価格の合算 (1) 工事価格の合算 1件の設計書で複数の経費体系の工事等を一括して発注する場合は、それぞれの工事価格または点検・整備価格（いずれも円止め）を単純に合算し、合算後の工事価格（点検・整備価格を含む）を万円止め（ただし、合算後の工事価格が50万円未満のときは千円止め）とする。 ただし、小規模かつ施工上不可分なものは別々の経費体系ではなく、主たる経費体系に含めて積算することができる。</p> <p>例：電気通信設備工事，機械設備工事，点検・整備の合算</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請負工事費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事価格（合算） (万円止めまたは千円止め)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事価格（電気通信設備工事）（円止め）</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事価格（機械設備工事）（円止め）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点検・整備価格（点検・整備）（円止め）</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費税等相当額</div> </div> <p>(2) 合算した設計書における工事価格の配賦 ア 複数の経費体系の工事等を合算した場合は、本書各編の記載に関わらず、合算した設計書（積算システムにおいては合算した設計書を「合体設計書」という。）に含まれる全ての工種について、その割合（工種別割合）を算出し、その割合に応じて万円止め、または、千円止による切り捨て額を各工種に配賦して工種別の工事価格を算出する。また、これにより算出した各工種の工事価格に消費税及び地方消費税の率を乗じ、円未満を四捨五入して得た額を当該工種の消費税等相当額とし、各工種の工事価格と消費税等相当額の合計を当該工種の請負工事費とする。 イ 上記アにおける工種別割合[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。また、切り捨て額を配賦したことによる端数は、工事価格の大なる工種で調整し、工事価格の合計額に合うよう算定する。なお、大なる工種が同額により複数あるときは、帳票で最初に表示された工種を大なる工種として扱う。</p>	<p style="text-align: center;">第 I 編 総則</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 共通事項</p> <p>第 3 節 請負工事費の取り扱い 2-3-1-4 工事価格の合算 (1) 工事価格の合算 1件の設計書で複数の経費体系の工事等を一括して発注する場合は、それぞれの工事価格または点検・整備価格（いずれも円止め）を単純に合算し、合算後の工事価格（点検・整備価格を含む）を万円止め（ただし、合算後の工事価格が50万円未満のときは千円止め）とする。 ただし、小規模かつ施工上不可分なものは別々の経費体系ではなく、主たる経費体系に含めて積算することができる。</p> <p>例：電気通信設備工事，機械設備工事，点検・整備の合算</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">請負工事費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事価格（合算） (万円止めまたは千円止め)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事価格（電気通信設備工事）（円止め）</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">工事価格（機械設備工事）（円止め）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">点検・整備価格（点検・整備）（円止め）</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費税相当額</div> </div> <p>(2) 合算した設計書における工事価格の配賦 ア 複数の経費体系の工事等を合算した場合は、本書各編の記載に関わらず、合算した設計書（積算システムにおいては合算した設計書を「合体設計書」という。）に含まれる全ての工種について、その割合（工種別割合）を算出し、その割合に応じて万円止め、または、千円止による切り捨て額を各工種に配賦して工種別の工事価格を算出する。また、これにより算出した各工種の工事価格に消費税及び地方消費税の率を乗じ、円未満を四捨五入して得た額を当該工種の消費税相当額とし、各工種の工事価格と消費税相当額の合計を当該工種の請負工事費とする。 イ 上記アにおける工種別割合[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。また、切り捨て額を配賦したことによる端数は、工事価格の大なる工種で調整し、工事価格の合計額に合うよう算定する。なお、大なる工種が同額により複数あるときは、帳票で最初に表示された工種を大なる工種として扱う。</p>

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 電気通信設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第4節 工事原価</p> <p>1-4-1-3 輸送費</p> <p>(1) ～(2)略</p> <p>(3) 輸送費の計上</p> <p>ア 輸送費は次に該当する場合にのみ計上する。</p> <p>(ア) 運搬物1個（複数あるときはそのうちの最大のものとする）の重量が20kgを超える場合、または、荷物の合計重量が40kgを超える場合。</p> <p>(イ) 現場内小運搬にあつては、(ア)に加えて、運搬距離が20mを超える場合。なお、運搬距離は貨物自動車の位置から現場中心点までとする。ただし、輸送費の計上に関わる運搬距離は換算距離によることとし、換算距離の計算方法は第Ⅲ編の「人肩運搬」による。</p> <p>(ウ) 撤去品については(ア)の重量に関わらず工事現場から最寄りの産業廃棄物処理業者まで運搬する費用を計上する。なお、撤去品の現場内小運搬については(イ)による。</p> <p>イ 工事現場外から工事現場間の運搬は貨物自動車によることを原則とし、その運賃料金を輸送費として計上する。</p> <p>ウ 現場内小運搬は人肩運搬またはクレーン、インクライン等によることを原則とする。現場備え付けのクレーン、インクライン等を使用して20mを超えて運搬する場合は運転工のほか、積込み、取卸し及び監視等の人員の費用を計上できる。</p> <p>エ 積込み・取卸しは、クレーン等によることを原則とする。ただし、小形の運搬物などクレーン等を要しないときは、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用」を準用できる。</p> <p>1-4-1-5 仮設費</p> <p>(1) 仮設費の対象</p> <p>仮設費は下記を対象とする。</p> <p>① 型枠、足場の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料。</p> <p>② 工事施工に必要な機械設備の設置、撤去、補修等に要する費用。</p> <p>③ 電力、用水等の供給設備の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料。</p> <p>④ 工事施工に必要な鋼材及び鋼構造物設備の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料。</p> <p>⑤ 交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 電気通信設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第4節 工事原価</p> <p>1-4-1-3 輸送費</p> <p>(1) ～(2)略</p> <p>(3) 輸送費の計上</p> <p>ア 輸送費は次に該当する場合にのみ計上する。</p> <p>(ア) 運搬物1個（複数あるときはそのうちの最大のものとする）の重量が20kgを超える場合、または、荷物の合計重量が40kgを超える場合。</p> <p>(イ) 現場内小運搬にあつては、(ア)に加えて、運搬距離が20mを超える場合。なお、運搬距離は貨物自動車の位置から現場中心点までとする。ただし、輸送費の計上に関わる運搬距離は換算距離によることとし、換算距離の計算方法は第Ⅲ編の「人肩運搬」による。</p> <p>(ウ) 撤去品については(ア)の重量に関わらず工事現場から最寄りの産業廃棄物処理業者まで運搬する費用を計上する。なお、撤去品の現場内小運搬については(イ)による。</p> <p>イ 工事現場外から工事現場間の運搬は貨物自動車によることを原則とし、その運賃料金を輸送費として計上する。</p> <p>ウ 現場内小運搬は人肩運搬またはクレーン、インクライン等によることを原則とする。現場備え付けのクレーン、インクライン等を使用して20mを超えて運搬する場合は運転工のほか、積込み、取卸し及び監視等の人員の費用を計上できる。</p> <p>エ 積込み・取卸しは、クレーン等によることを原則とする。ただし、小形の運搬物などクレーン等を要しないときは、土木工事標準積算基準書（土木工事編）の「仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用」を準用できる。</p> <p>1-4-1-5 仮設費</p> <p>(1) 仮設費の対象</p> <p>仮設費は下記を対象とする。</p> <p>① 型枠、足場の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料。</p> <p>② 工事施工に必要な機械設備の設置、撤去、補修等に要する費用。</p> <p>③ 電力、用水等の供給設備の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料。</p> <p>④ 工事施工に必要な鋼材及び鋼構造物設備の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料。</p>

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

1-4-2-1 共通仮設費
(1)～(3) 略

(4) 共通仮設費率表

対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		A	b	
道路維持工事	23.94%	4,118.1	-0.3548	5.97%
河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%

(5) 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正值及び補正係数

施工地域・工事場所区分		補正值または補正係数	
		河川維持工事	道路維持工事
市街地		補正值 +2.0%	補正係数1.3
山間僻地及び離島		補正值 +1.0%	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正值 +1.5%	
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正值 0.0%	

注意1 施工地域の区分は次のとおり。

- (1) 市街地とは施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
- (2) 山間僻地及び離島とは施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及び、これに準ずる地域をいう。
- (3) 地方部とは施工地区が上記以外の地区をいう。

注意2 施工場所の区分のうち、一般交通等の影響を受ける場合とは、以下のとおりとする。

- ① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
- ② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③ 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

注意3 施工地域区分が2つ以上となる場合には、補正值（補正係数）の大きいほうを適用する。

注意4 補正值、補正係数のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数を適用する。

1-4-2-1 共通仮設費
(1)～(3) 略

(4) 共通仮設費率表

対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
工種区分		A	b	
道路維持工事	28.49%	34,596.3	-0.4895	4.20%
河川維持工事	9.05%	26.8	-0.0748	6.76%

注意1～3 略

(5) 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正值及び補正係数

施工地域・工事場所区分		補正值または補正係数	
		河川維持工事	道路維持工事
市街地		補正值 +2.0%	補正係数1.3
山間僻地及び離島		補正值 +1.0%	
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正值 +1.5%	
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正值 0.0%	

注意1 施工地域の区分は次のとおり。

- (1) 市街地とは施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
- (2) 山間僻地及び離島とは施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及び、これに準ずる地域をいう。
- (3) 地方部とは施工地区が上記以外の地区をいう。

注意2 施工場所の区分のうち、一般交通等の影響を受ける場合とは、以下のとおりとする。

- ① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
- ② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③ 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合

注意3 施工地域区分が2つ以上となる場合には、補正值（補正係数）の大きいほうを適用する。

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）																																																																																																																
	<p>1-4-2-3 現場管理費 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="468 346 1581 625"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>58.61%</td> <td>605.1</td> <td>-0.1609</td> <td>31.23%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>41.28%</td> <td>166.7</td> <td>-0.0962</td> <td>28.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1～3 略</p> <p>(5) 施工地域・工事場所を考慮した現場管理費率の補正值及び補正係数</p> <table border="1" data-bbox="468 720 1581 976"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th colspan="2">補正值または補正係数</th> </tr> <tr> <th>河川維持工事</th> <th>道路維持工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>補正值 +1.5%</td> <td>補正係数1.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td colspan="2">補正值 +0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td colspan="2">補正值 +1.0%</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td colspan="2">補正值 0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 施工地域の区分及び施工場所の区分は「施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正值及び補正係数」による。 注意2 施工地域区分が2つ以上となる場合には、補正值（補正係数）の大きいほうを適用する。 注意3 補正值、補正係数のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数を適用する。</p> <p>第7節 その他の取り扱い</p> <p>1-7-1 「処分費等」の取り扱い 1-7-1-1 「処分費等」の取り扱い (1) 略 (2) 「処分費等」の取り扱い表</p> <table border="1" data-bbox="468 1354 1581 1875"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が共通仮設費対象額の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が共通仮設費対象額の3%を超える場合、または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	道路維持工事	58.61%	605.1	-0.1609	31.23%	河川維持工事	41.28%	166.7	-0.0962	28.34%	施工地域・工事場所区分		補正值または補正係数		河川維持工事	道路維持工事	市街地		補正值 +1.5%	補正係数1.1	山間僻地及び離島		補正值 +0.5%		地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正值 +1.0%		施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正值 0.0%		区分	処分費等が共通仮設費対象額の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象額の3%を超える場合、または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>1-4-2-3 現場管理費 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1706 346 2819 625"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>51.14%</td> <td>316.8</td> <td>-0.1257</td> <td>31.27%</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>41.28%</td> <td>166.7</td> <td>-0.0962</td> <td>28.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1～3 略</p> <p>(5) 施工地域・工事場所を考慮した現場管理費率の補正值及び補正係数</p> <table border="1" data-bbox="1706 720 2819 976"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th colspan="2">補正值または補正係数</th> </tr> <tr> <th>河川維持工事</th> <th>道路維持工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>補正值 +1.5%</td> <td>補正係数1.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td colspan="2">補正值 +0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td colspan="2">補正值 +1.0%</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td colspan="2">補正值 0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意1 施工地域の区分及び施工場所の区分は「施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の補正值及び補正係数」による。 注意2 施工地域区分が2つ以上となる場合には、補正值（補正係数）の大きいほうを適用する。</p> <p>第7節 その他の取り扱い</p> <p>1-7-1 「処分費等」の取り扱い 1-7-1-1 「処分費等」の取り扱い (1) 略 (2) 「処分費等」の取り扱い表</p> <table border="1" data-bbox="1706 1354 2819 1875"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th>処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%を超える場合、または、処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	工種区分	A	b	道路維持工事	51.14%	316.8	-0.1257	31.27%	河川維持工事	41.28%	166.7	-0.0962	28.34%	施工地域・工事場所区分		補正值または補正係数		河川維持工事	道路維持工事	市街地		補正值 +1.5%	補正係数1.1	山間僻地及び離島		補正值 +0.5%		地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正值 +1.0%		施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正值 0.0%		区分	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%を超える場合、または、処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																														
適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																														
工種区分		A	b																																																																																																															
道路維持工事	58.61%	605.1	-0.1609	31.23%																																																																																																														
河川維持工事	41.28%	166.7	-0.0962	28.34%																																																																																																														
施工地域・工事場所区分		補正值または補正係数																																																																																																																
		河川維持工事	道路維持工事																																																																																																															
市街地		補正值 +1.5%	補正係数1.1																																																																																																															
山間僻地及び離島		補正值 +0.5%																																																																																																																
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正值 +1.0%																																																																																																																
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正值 0.0%																																																																																																																
区分	処分費等が共通仮設費対象額の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象額の3%を超える場合、または、処分費等が3千万円を超える場合																																																																																																																
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																
対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																														
適用区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																														
工種区分		A	b																																																																																																															
道路維持工事	51.14%	316.8	-0.1257	31.27%																																																																																																														
河川維持工事	41.28%	166.7	-0.0962	28.34%																																																																																																														
施工地域・工事場所区分		補正值または補正係数																																																																																																																
		河川維持工事	道路維持工事																																																																																																															
市街地		補正值 +1.5%	補正係数1.1																																																																																																															
山間僻地及び離島		補正值 +0.5%																																																																																																																
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	補正值 +1.0%																																																																																																																
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	補正值 0.0%																																																																																																																
区分	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合が3%を超える場合、または、処分費等が3千万円を超える場合																																																																																																																
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																
一般管理費等	全額を率計算の対象とする。	処分費等が共通仮設費対象額に占める割合の3%とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする。																																																																																																																

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 機械設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第4節 据付工事原価</p> <p>1-4-1-6 仮設費</p> <p>(1) 仮設費の対象</p> <p>仮設費は工事を施工するために必要とする仮設物の設置、解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修及び交通管理等に要する費用で、下記を対象とする。</p> <p>① 工事施工に必要な鋼材、鋼構造物設備、仮設機械設備、足場・型枠、電力・用水等の供給設備等の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料。</p> <p>② 移設及び復元工事の費用。</p> <p>③交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅲ編 機械設備工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 請負工事費の積算</p> <p>第4節 据付工事原価</p> <p>1-4-1-6 仮設費</p> <p>(1) 仮設費の対象</p> <p>仮設費は工事を施工するために必要とする仮設物の設置、解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に要する費用で、下記を対象とする。</p> <p>① 工事施工に必要な鋼材、鋼構造物設備、仮設機械設備、足場・型枠、電力・用水等の供給設備等の設置、撤去、補修等に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料。</p> <p>② 移設及び復元工事の費用。</p>

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）																																																																																																																				
	<p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費 (1) ~ (3) 略 (4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="463 380 1584 953"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え5億円以下</th> <th>5億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備（新設，維持修繕）</td> <td rowspan="6">19.81%</td> <td rowspan="6">240.90</td> <td rowspan="6">-0.1675</td> <td rowspan="6">8.41%</td> </tr> <tr> <td>小形水門設備（新設，維持修繕）</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備（流木止設備以外）</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備（流木止設備）</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td rowspan="3">17.80%</td> <td rowspan="3">212.61</td> <td rowspan="3">-0.1663</td> <td rowspan="3">7.60%</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備（新設）</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-4-2-2 現場管理費 (1) ~ (3) 略 (4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="439 1117 1584 1690"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え5億円以下</th> <th>5億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備（新設，維持修繕）</td> <td rowspan="6">21.30%</td> <td rowspan="6">47.16</td> <td rowspan="6">-0.0533</td> <td rowspan="6">16.22%</td> </tr> <tr> <td>小形水門設備（新設，維持修繕）</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備（流木止設備以外）</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備（流木止設備）</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td rowspan="3">23.83%</td> <td rowspan="3">105.57</td> <td rowspan="3">-0.0998</td> <td rowspan="3">14.30%</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	水門設備（新設，維持修繕）	19.81%	240.90	-0.1675	8.41%	小形水門設備（新設，維持修繕）	ゴム引布製起伏ゲート設備	ダム施工機械設備	ダム管理設備（流木止設備以外）	ダム管理設備（流木止設備）	鋼製付属設備	17.80%	212.61	-0.1663	7.60%	揚排水ポンプ設備（新設）	除塵設備	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	水門設備（新設，維持修繕）	21.30%	47.16	-0.0533	16.22%	小形水門設備（新設，維持修繕）	ゴム引布製起伏ゲート設備	ダム施工機械設備	ダム管理設備（流木止設備以外）	ダム管理設備（流木止設備）	鋼製付属設備	23.83%	105.57	-0.0998	14.30%	揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）	除塵設備	<p>1-4-2 間接工事費 1-4-2-1 共通仮設費 (1) ~ (3) 略 (4) 共通仮設費率表</p> <table border="1" data-bbox="1700 380 2822 953"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え5億円以下</th> <th>5億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備（新設，維持修繕）</td> <td rowspan="6">19.81%</td> <td rowspan="6">240.90</td> <td rowspan="6">-0.1675</td> <td rowspan="6">8.41%</td> </tr> <tr> <td>小形水門設備（新設，維持修繕）</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備（流木止設備以外）</td> </tr> <tr> <td>流木止設備</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td rowspan="3">17.80%</td> <td rowspan="3">212.61</td> <td rowspan="3">-0.1663</td> <td rowspan="3">7.60%</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備（新設）</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-4-2-2 現場管理費 (1) ~ (3) 略 (4) 現場管理費率表</p> <table border="1" data-bbox="1676 1117 2822 1690"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え5億円以下</th> <th>5億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">適用区分 工種区分</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備（新設，維持修繕）</td> <td rowspan="6">21.30%</td> <td rowspan="6">47.16</td> <td rowspan="6">-0.0533</td> <td rowspan="6">16.22%</td> </tr> <tr> <td>小形水門設備（新設，維持修繕）</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備（流木止設備以外）</td> </tr> <tr> <td>流木止設備</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> <td rowspan="3">23.83%</td> <td rowspan="3">105.57</td> <td rowspan="3">-0.0998</td> <td rowspan="3">14.30%</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> </tr> </tbody> </table>	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	水門設備（新設，維持修繕）	19.81%	240.90	-0.1675	8.41%	小形水門設備（新設，維持修繕）	ゴム引布製起伏ゲート設備	ダム施工機械設備	ダム管理設備（流木止設備以外）	流木止設備	鋼製付属設備	17.80%	212.61	-0.1663	7.60%	揚排水ポンプ設備（新設）	除塵設備	対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする	A	b	水門設備（新設，維持修繕）	21.30%	47.16	-0.0533	16.22%	小形水門設備（新設，維持修繕）	ゴム引布製起伏ゲート設備	ダム施工機械設備	ダム管理設備（流木止設備以外）	流木止設備	鋼製付属設備	23.83%	105.57	-0.0998	14.30%	揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）	除塵設備
対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの																																																																																																																		
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																		
		A	b																																																																																																																			
水門設備（新設，維持修繕）	19.81%	240.90	-0.1675	8.41%																																																																																																																		
小形水門設備（新設，維持修繕）																																																																																																																						
ゴム引布製起伏ゲート設備																																																																																																																						
ダム施工機械設備																																																																																																																						
ダム管理設備（流木止設備以外）																																																																																																																						
ダム管理設備（流木止設備）																																																																																																																						
鋼製付属設備	17.80%	212.61	-0.1663	7.60%																																																																																																																		
揚排水ポンプ設備（新設）																																																																																																																						
除塵設備																																																																																																																						
対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの																																																																																																																		
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																		
		A	b																																																																																																																			
水門設備（新設，維持修繕）	21.30%	47.16	-0.0533	16.22%																																																																																																																		
小形水門設備（新設，維持修繕）																																																																																																																						
ゴム引布製起伏ゲート設備																																																																																																																						
ダム施工機械設備																																																																																																																						
ダム管理設備（流木止設備以外）																																																																																																																						
ダム管理設備（流木止設備）																																																																																																																						
鋼製付属設備	23.83%	105.57	-0.0998	14.30%																																																																																																																		
揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）																																																																																																																						
除塵設備																																																																																																																						
対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの																																																																																																																		
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																		
		A	b																																																																																																																			
水門設備（新設，維持修繕）	19.81%	240.90	-0.1675	8.41%																																																																																																																		
小形水門設備（新設，維持修繕）																																																																																																																						
ゴム引布製起伏ゲート設備																																																																																																																						
ダム施工機械設備																																																																																																																						
ダム管理設備（流木止設備以外）																																																																																																																						
流木止設備																																																																																																																						
鋼製付属設備	17.80%	212.61	-0.1663	7.60%																																																																																																																		
揚排水ポンプ設備（新設）																																																																																																																						
除塵設備																																																																																																																						
対象額	300万円以下	300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの																																																																																																																		
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																																																																																		
		A	b																																																																																																																			
水門設備（新設，維持修繕）	21.30%	47.16	-0.0533	16.22%																																																																																																																		
小形水門設備（新設，維持修繕）																																																																																																																						
ゴム引布製起伏ゲート設備																																																																																																																						
ダム施工機械設備																																																																																																																						
ダム管理設備（流木止設備以外）																																																																																																																						
流木止設備																																																																																																																						
鋼製付属設備	23.83%	105.57	-0.0998	14.30%																																																																																																																		
揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）																																																																																																																						
除塵設備																																																																																																																						

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）																																																																																
	<p>1-4-2-3 据付間接費 (1)、(2)略 (3) 据付間接費率表</p> <table border="1" data-bbox="463 310 1584 947"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>据付間接費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水門設備</td> <td>新設</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小形水門設備</td> <td>新設</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">除塵設備</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム施工機械設備</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トンネル換気設備，トンネル非常用施設，車両重量計設備，車両計測設備， 消融雪設備，駐車場設備，道路用昇降設備</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備・共同溝付帯設備</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム管理設備（流木止設備以外）</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム管理設備（流木止設備）</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼製付属設備</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分		据付間接費率	水門設備	新設	130%	維持修繕	140%	小形水門設備	新設	80%	維持修繕	90%	ゴム引布製起伏ゲート設備		90%	揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）		140%	除塵設備		110%	ダム施工機械設備		110%	トンネル換気設備，トンネル非常用施設，車両重量計設備，車両計測設備， 消融雪設備，駐車場設備，道路用昇降設備		110%	道路排水設備・共同溝付帯設備		90%	ダム管理設備（流木止設備以外）		130%	ダム管理設備（流木止設備）		80%	鋼製付属設備		65%	<p>1-4-2-3 据付間接費 (1)、(2)略 (3) 据付間接費率表</p> <table border="1" data-bbox="1700 310 2822 947"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>据付間接費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水門設備</td> <td>新設</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小形水門設備</td> <td>新設</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>維持修繕</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">除塵設備</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム施工機械設備</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トンネル換気設備，トンネル非常用施設，車両重量計設備，車両計測設備， 消融雪設備，駐車場設備，道路用昇降設備</td> <td>110%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">道路排水設備・共同溝付帯設備</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダム管理設備（流木止設備以外）</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流木止設備</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鋼製付属設備</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分		据付間接費率	水門設備	新設	130%	維持修繕	140%	小形水門設備	新設	80%	維持修繕	90%	ゴム引布製起伏ゲート設備		90%	揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）		140%	除塵設備		110%	ダム施工機械設備		110%	トンネル換気設備，トンネル非常用施設，車両重量計設備，車両計測設備， 消融雪設備，駐車場設備，道路用昇降設備		110%	道路排水設備・共同溝付帯設備		90%	ダム管理設備（流木止設備以外）		130%	流木止設備		80%	鋼製付属設備		65%
工種区分		据付間接費率																																																																																
水門設備	新設	130%																																																																																
	維持修繕	140%																																																																																
小形水門設備	新設	80%																																																																																
	維持修繕	90%																																																																																
ゴム引布製起伏ゲート設備		90%																																																																																
揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）		140%																																																																																
除塵設備		110%																																																																																
ダム施工機械設備		110%																																																																																
トンネル換気設備，トンネル非常用施設，車両重量計設備，車両計測設備， 消融雪設備，駐車場設備，道路用昇降設備		110%																																																																																
道路排水設備・共同溝付帯設備		90%																																																																																
ダム管理設備（流木止設備以外）		130%																																																																																
ダム管理設備（流木止設備）		80%																																																																																
鋼製付属設備		65%																																																																																
工種区分		据付間接費率																																																																																
水門設備	新設	130%																																																																																
	維持修繕	140%																																																																																
小形水門設備	新設	80%																																																																																
	維持修繕	90%																																																																																
ゴム引布製起伏ゲート設備		90%																																																																																
揚排水ポンプ設備（新設，維持修繕）		140%																																																																																
除塵設備		110%																																																																																
ダム施工機械設備		110%																																																																																
トンネル換気設備，トンネル非常用施設，車両重量計設備，車両計測設備， 消融雪設備，駐車場設備，道路用昇降設備		110%																																																																																
道路排水設備・共同溝付帯設備		90%																																																																																
ダム管理設備（流木止設備以外）		130%																																																																																
流木止設備		80%																																																																																
鋼製付属設備		65%																																																																																

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

第5節 設計技術費及び一般管理費等

1-5-1 設計技術費
1-5-1-1 設計技術費
(1) 略

(2) 設計技術費の計算方法

- ア 設計技術費は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め）
設計技術費 = 設計技術費対象額 × (標準設計技術費率 + 加算補正)
イ 標準設計技術費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。
ウ 原則として共通仮設費（率分）と同じ工種区分を適用する。

(3) 略

(4) 標準設計技術費率表

対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
水門設備（新設、維持修繕）	3.32%	23.589	-0.1217	1.89%
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22%	743.220	-0.3209	0.96%
揚排水ポンプ設備（新設、維持修繕）	4.47%	65.910	-0.1669	2.07%
ダム施工機械設備	4.28%	13.580	-0.0717	3.07%
トンネル換気設備、駐車場設備、 道路用昇降設備	2.77%	47.925	-0.1769	1.23%

対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
小形水門設備（新設、維持修繕）	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%
除塵設備	3.77%	170.040	-0.2469	1.52%
ダム管理設備	3.62%	70.164	-0.1922	1.78%
トンネル非常用施設	3.21%	43.530	-0.1690	1.72%
車両重量計設備、車両計測設備	3.55%	25.921	-0.1289	2.21%
消融雪設備	2.80%	351.050	-0.3131	0.88%
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34%	40.425	-0.1447	2.54%
鋼製付属設備	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%

注意1 算定式は次のとおりとする。Se=A×P^b（Seは標準設計技術費率[%]、Pは対象額、A、bは表の変数値）
注意2 設計技術費率(Se)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

第5節 設計技術費及び一般管理費等

1-5-1 設計技術費
1-5-1-1 設計技術費
(1) 略

(2) 設計技術費の計算方法

- ア 設計技術費は次により求め、千円未満を切り捨てる。（千円止め）
設計技術費 = 設計技術費対象額 × (設計技術費率 + 加算補正)
イ 設計技術費率は別記の表より求める。なお、加算補正は原則として適用しない。
ウ 原則として共通仮設費（率分）と同じ工種区分を適用する。

(3) 略

(4) 設計技術費率表

対象額	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
水門設備（新設、維持修繕）	3.32%	23.589	-0.1217	1.89%
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22%	743.220	-0.3209	0.96%
揚排水ポンプ設備（新設、維持修繕）	4.47%	65.910	-0.1669	2.07%
ダム施工機械設備	4.28%	13.580	-0.0717	3.07%
トンネル換気設備、駐車場設備、 道路用昇降設備	2.77%	47.925	-0.1769	1.23%

対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
適用区分 工種区分	下記の率とする	算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
小形水門設備（新設、維持修繕）	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%
除塵設備	3.77%	170.040	-0.2469	1.52%
ダム管理設備、 流木止設備	3.62%	70.164	-0.1922	1.78%
トンネル非常用施設	3.21%	43.530	-0.1690	1.72%
車両重量計設備、車両計測設備	3.55%	25.921	-0.1289	2.21%
消融雪設備	2.80%	351.050	-0.3131	0.88%
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34%	40.425	-0.1447	2.54%
鋼製付属設備	3.68%	350.050	-0.2953	1.24%

注意1 算定式は次のとおりとする。Se=A×P^b（Seは設計技術費率[%]、Pは対象額、A、bは表の変数値）
注意2 設計技術費率(Se)[%]は、小数点以下第3位を四捨五入し、2位止めとする。

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は、標準歩掛に補正係数（複数の場合は連続して）を乗じ、最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.15，作業上の補正0.85，撤去補正0.4，台数補正0.8の場合 補正計算 $0.15 \times 0.85 \times 0.4 \times 0.8 = 0.0408 \rightarrow 0.041$（小数点4位四捨五入し，3位止め）</p> <p>(2) 台数補正 ア 複数の資材を同一場所で同時に施工する場合には個別歩掛の指定により歩掛の補正を行う。 イ 同一場所とは，施工の準備，後片付けを伴わずに施工が可能な同一現場内とする。 ウ 同一種別の資材でも施工の準備，後片付けが必要となる場合は台数補正の対象外とする。</p> <p>(3) 撤去や再使用に関わる補正 ア 既設設備の撤去工事のうち，資材を再使用する場合は据付等（据付のほか，布設，取り付けなどを含む。以下同じ。）の歩掛の0.6倍とする。 イ 既設設備の撤去工事のうち，資材を再使用しない場合は据付等の歩掛の0.4倍とする。 ウ 上記ア，イにおいても台数補正を適用する。 エ 上記ア～ウに関して，個別歩掛に指定がある場合は，その指定による。 オ 歩掛に機械器具の運転時間等があわせて記載されているときは，運転時間等も歩掛と同様に補正する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 標準歩掛</p> <p>第1節 共通事項</p> <p>2-1-2 歩掛の取り扱い 2-1-2-1 歩掛の補正 (1) 歩掛補正の原則 補正歩掛は，標準歩掛に補正係数（複数の場合は連続して）を乗じ，最終値を端数処理する。</p> <p>例：標準歩掛0.35，作業上の補正0.85，撤去補正0.2，台数補正0.8の場合 補正計算 $0.35 \times 0.85 \times 0.2 \times 0.8 = 0.0476 \rightarrow 0.048$（小数点4位四捨五入し，3位止め）</p> <p>(2) 台数補正 ア 複数の資材を同一場所で同時に施工する場合には個別歩掛の指定により歩掛の補正を行う。 イ 同一場所とは，施工の準備，後片付けを伴わずに施工が可能な同一現場内とする。 ウ 同一種別の資材でも施工の準備，後片付けが必要となる場合は台数補正の対象外とする。</p> <p>(3) 撤去や再使用に関わる補正 ア 既設設備の撤去工事のうち，資材を再使用する場合は据付等（据付のほか，布設，取り付けなどを含む。以下同じ。）の歩掛の0.5倍とする。 イ 既設設備の撤去工事のうち，資材を再使用しない場合は据付等の歩掛の0.2倍とする。 ウ 上記ア，イにおいても台数補正を適用する。 エ 上記ア～ウに関して，個別歩掛に指定がある場合は，その指定による。 オ 歩掛に機械器具の運転時間等があわせて記載されているときは，運転時間等も歩掛と同様に補正する。</p>

備考	改正（平成 28 年 7 月）						現行（平成 27 年 7 月版）							
	第2節 配管関係 2-2-2-2 鋼管・ステンレス鋼管布設（機械力）						第2節 配管関係 2-2-2-2 鋼管・ステンレス鋼管布設（機械力）							
	単位：10m						単位：10m							
	細別規格	配管工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2,3)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)	細別規格	配管工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
	呼び径							呼び径						
	80mm	0.05	0.07	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	1.14	0.19	0.19	80mm	0.05	0.07	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	1.14	0.19	0.19
	100mm	0.05	0.07		1.27	0.22	0.22	100mm	0.05	0.07		1.27	0.22	0.22
	125mm	0.05	0.07		1.34	0.23	0.23	125mm	0.05	0.07		1.34	0.23	0.23
	150mm	0.06	0.08		1.34	0.23	0.23	150mm	0.06	0.08		1.34	0.23	0.23
	200mm	0.07	0.09		1.41	0.24	0.24	200mm	0.07	0.09		1.41	0.24	0.24
	250mm	0.09	0.12		1.47	0.25	0.25	250mm	0.09	0.12		1.47	0.25	0.25
	300mm	0.09	0.17		1.54	0.26	0.26	300mm	0.09	0.17		1.54	0.26	0.26
	350mm	0.12	0.20		1.61	0.28	0.28	350mm	0.12	0.20		1.61	0.28	0.28
	400mm	0.15	0.23	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.29	0.29	400mm	0.15	0.23	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.29	0.29
	450mm	0.18	0.26		-	0.30	0.30	450mm	0.18	0.26		-	0.30	0.30
	500mm	0.20	0.29		-	0.32	0.32	500mm	0.20	0.29		-	0.32	0.32
	600mm	0.24	0.36		-	0.34	0.34	600mm	0.24	0.36		-	0.34	0.34
	700mm	0.29	0.43		-	0.36	0.36	700mm	0.29	0.43		-	0.36	0.36
	800mm	0.34	0.52		-	0.39	0.39	800mm	0.34	0.52		-	0.39	0.39
	900mm	0.40	0.61		-	0.41	0.41	900mm	0.40	0.61		-	0.41	0.41
	1,000mm	0.48	0.73		-	0.45	0.45	1,000mm	0.48	0.73		-	0.45	0.45
	1,100mm	0.53	0.78	16 t 吊	-	0.48	0.48	1,100mm	0.53	0.78	同16 t 吊	-	0.48	0.48
	1,200mm	0.68	1.02		-	0.52	0.52	1,200mm	0.68	1.02		-	0.52	0.52
	1,350mm	0.85	1.29		-	0.56	0.56	1,350mm	0.85	1.29		-	0.56	0.56
	1,500mm	1.07	1.61		-	0.61	0.61	1,500mm	1.07	1.61		-	0.61	0.61
	1,600mm	1.43	3.22		-	0.81	0.81	1,600mm	1.43	3.22		-	0.81	0.81
	1,650mm	1.43	3.22		-	0.81	0.81	1,650mm	1.43	3.22		-	0.81	0.81
	1,800mm	1.95	4.40		-	0.89	0.89	1,800mm	1.95	4.40		-	0.89	0.89
	1,900mm	2.02	4.54		-	0.92	0.92	1,900mm	2.02	4.54		-	0.92	0.92
	2,000mm	2.08	4.68	25 t 吊	-	0.95	0.95	2,000mm	2.08	4.68	同25 t 吊	-	0.95	0.95
	2,100mm	2.24	5.03		-	0.97	0.97	2,100mm	2.24	5.03		-	0.97	0.97
	2,200mm	2.44	5.38		-	1.01	1.01	2,200mm	2.44	5.38		-	1.01	1.01
	2,300mm	2.66	5.73	35 t 吊	-	1.07	1.07	2,300mm	2.66	5.73	同30 t 吊	-	1.07	1.07
	2,400mm	2.87	6.08		-	1.13	1.13	2,400mm	2.87	6.08		-	1.13	1.13
2,500mm	3.09	6.43	-		1.18	1.18	2,500mm	3.09	6.43	-		1.18	1.18	
2,600mm	3.31	6.78	-		1.24	1.24	2,600mm	3.31	6.78	-		1.24	1.24	
2,700mm	3.53	7.13	-		1.30	1.30	2,700mm	3.53	7.13	-		1.30	1.30	
2,800mm	3.75	7.48	-		1.36	1.36	2,800mm	3.75	7.48	-		1.36	1.36	
2,900mm	3.93	7.83	-		1.42	1.42	2,900mm	3.93	7.83	-		1.42	1.42	
3,000mm	4.19	8.18	-	1.48	1.48	3,000mm	4.19	8.18	-	1.48	1.48			

注意1 フランジ接合は別途計上する。
注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーンを利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。
注意3 16t吊以上の移動クレーンを計上する場合は機種は、ラフテレーンクレーン【油圧伸縮ジブ型】とする。

注意1 フランジ接合は別途計上する。
注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーンを利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

2-2-5-2 仕切弁・逆止弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2,3)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
100mm	0.03	0.05	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.40	0.07	0.07
125mm	0.03	0.05		0.47	0.08	0.08
150mm	0.04	0.06		0.49	0.08	0.08
200mm	0.05	0.08		0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13		-	0.29	0.29
450mm	0.62	1.96	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.30	0.30
500mm	0.82	2.47		-	0.32	0.32
600mm	1.13	3.61		-	0.34	0.34
700mm	1.44	4.22		-	0.36	0.36
800mm	1.65	5.25	16 t 吊	-	0.40	0.40
900mm	1.85	5.97		-	0.43	0.43
1,000mm	2.06	6.70		-	0.45	0.45
1,100mm	2.16	7.11		-	0.52	0.52
1,200mm	2.37	7.31	20 t 吊	-	0.53	0.53
1,350mm	2.58	7.42	25 t 吊	-	0.59	0.59
1,500mm	2.79	7.53	35 t 吊	-	0.70	0.70

注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。
 注意3 16t吊以上の移動クレーンを計上する場合は機種は、ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕とする。

2-2-5-2 仕切弁・逆止弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
100mm	0.03	0.05	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.40	0.07	0.07
125mm	0.03	0.05		0.47	0.08	0.08
150mm	0.04	0.06		0.49	0.08	0.08
200mm	0.05	0.08		0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13		トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.29
450mm	0.62	1.96	-		0.30	0.30
500mm	0.82	2.47	-		0.32	0.32
600mm	1.13	3.61	-		0.34	0.34
700mm	1.44	4.22	-	0.36	0.36	
800mm	1.65	5.25	同16 t 吊	-	0.40	0.40
900mm	1.85	5.97		-	0.43	0.43
1,000mm	2.06	6.70		-	0.45	0.45
1,100mm	2.16	7.11		-	0.52	0.52
1,200mm	2.37	7.31	同20 t 吊	-	0.53	0.53
1,350mm	2.58	7.42	同25 t 吊	-	0.59	0.59
1,500mm	2.79	7.53	同30 t 吊	-	0.70	0.70

注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

2-2-5-3 バタフライ弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2,3)	クレーン運転時 間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
200mm	0.05	0.08	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.28	0.28
450mm	0.62	1.60		-	0.29	0.29
500mm	0.82	2.04		-	0.30	0.30
600mm	1.13	2.95		-	0.32	0.32
700mm	1.44	3.44		-	0.33	0.33
800mm	1.65	3.94		-	0.34	0.34
900mm	1.85	4.44		-	0.35	0.35
1,000mm	2.06	4.94	16 t 吊	-	0.36	0.36
1,100mm	2.16	5.46		-	0.39	0.39
1,200mm	2.37	6.08		-	0.41	0.41
1,350mm	2.58	6.59		-	0.43	0.43
1,500mm	2.78	7.52		-	0.45	0.45
1,600mm	2.88	7.83		-	0.47	0.47
1,650mm	2.99	7.98	20 t 吊	-	0.48	0.48
1,800mm	3.09	8.14		-	0.50	0.50
2,000mm	3.19	8.45	25 t 吊	-	0.55	0.55
2,100mm	3.29	8.60		-	0.56	0.56
2,200mm	3.40	8.76		-	0.59	0.59
2,400mm	3.50	8.96		35 t 吊	-	0.62

- 注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。
 注意3 16t吊以上の移動クレーンを計上する場合は機種は、ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] とする。

2-2-5-3 バタフライ弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	配管工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2)	クレーン運転時 間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
200mm	0.05	0.08	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.28	0.28
450mm	0.62	1.60		-	0.29	0.29
500mm	0.82	2.04		-	0.30	0.30
600mm	1.13	2.95		-	0.32	0.32
700mm	1.44	3.44		-	0.33	0.33
800mm	1.65	3.94		-	0.34	0.34
900mm	1.85	4.44		-	0.35	0.35
1,000mm	2.06	4.94	同16 t 吊	-	0.36	0.36
1,100mm	2.16	5.46		-	0.39	0.39
1,200mm	2.37	6.08		-	0.41	0.41
1,350mm	2.58	6.59		-	0.43	0.43
1,500mm	2.78	7.52		-	0.45	0.45
1,600mm	2.88	7.83		-	0.47	0.47
1,650mm	2.99	7.98	同20 t 吊	-	0.48	0.48
1,800mm	3.09	8.14		-	0.50	0.50
2,000mm	3.19	8.45	同25 t 吊	-	0.55	0.55
2,100mm	3.29	8.60		-	0.56	0.56
2,200mm	3.40	8.76		-	0.59	0.59
2,400mm	3.50	8.96		同30 t 吊	-	0.62

- 注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

2-2-5-4 電動仕切弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	機械据付工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2,3)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
100mm	0.03	0.05	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.40	0.07	0.07
125mm	0.03	0.05		0.47	0.08	0.08
150mm	0.04	0.06		0.49	0.08	0.08
200mm	0.05	0.08		0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13		-	0.29	0.29
450mm	0.62	1.96	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.30	0.30
500mm	0.82	2.47		-	0.32	0.32
600mm	1.13	3.61		-	0.34	0.34
700mm	1.44	4.22		-	0.36	0.36
800mm	1.65	5.25	16 t 吊	-	0.40	0.40
900mm	1.85	5.97		-	0.43	0.43
1,000mm	2.06	6.70		-	0.45	0.45
1,100mm	2.16	7.11	-	0.52	0.52	
1,200mm	2.37	7.31	20 t 吊	-	0.53	0.53
1,350mm	2.58	7.42	25 t 吊	-	0.59	0.59
1,500mm	2.79	7.53	35 t 吊	-	0.70	0.70

- 注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。
 注意3 16t吊以上の移動クレーンを計上する場合は機種は、ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] とする。

2-2-5-4 電動仕切弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	機械据付工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
100mm	0.03	0.05	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.40	0.07	0.07
125mm	0.03	0.05		0.47	0.08	0.08
150mm	0.04	0.06		0.49	0.08	0.08
200mm	0.05	0.08		0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13		トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.29
450mm	0.62	1.96	-		0.30	0.30
500mm	0.82	2.47	-		0.32	0.32
600mm	1.13	3.61	-		0.34	0.34
700mm	1.44	4.22	-	0.36	0.36	
800mm	1.65	5.25	同16 t 吊	-	0.40	0.40
900mm	1.85	5.97		-	0.43	0.43
1,000mm	2.06	6.70		-	0.45	0.45
1,100mm	2.16	7.11	-	0.52	0.52	
1,200mm	2.37	7.31	同20 t 吊	-	0.53	0.53
1,350mm	2.58	7.42	同25 t 吊	-	0.59	0.59
1,500mm	2.79	7.53	同30 t 吊	-	0.70	0.70

- 注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

2-2-5-5 電動バタフライ弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	機械据付工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2,3)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
200mm	0.05	0.08	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.28	0.28
450mm	0.62	1.60		-	0.29	0.29
500mm	0.82	2.04		-	0.30	0.30
600mm	1.13	2.95		-	0.32	0.32
700mm	1.44	3.44		-	0.33	0.33
800mm	1.65	3.94		-	0.34	0.34
900mm	1.85	4.44		-	0.35	0.35
1,000mm	2.06	4.94	16 t 吊	-	0.36	0.36
1,100mm	2.16	5.46		-	0.39	0.39
1,200mm	2.37	6.08		-	0.41	0.41
1,350mm	2.58	6.59		-	0.43	0.43
1,500mm	2.78	7.52		-	0.45	0.45
1,600mm	2.88	7.83		-	0.47	0.47
1,650mm	2.99	7.98		-	0.48	0.48
1,800mm	3.09	8.14	20 t 吊	-	0.50	0.50
2,000mm	3.19	8.45		-	0.55	0.55
2,100mm	3.29	8.60	25 t 吊	-	0.56	0.56
2,200mm	3.40	8.76		-	0.59	0.59
2,400mm	3.50	8.96		35 t 吊	-	0.62

- 注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。
 注意3 16t吊以上の移動クレーンを計上する場合は機種は、ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] とする。

2-2-5-5 電動バタフライ弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	機械据付工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
200mm	0.05	0.08	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.28	0.28
450mm	0.62	1.60		-	0.29	0.29
500mm	0.82	2.04		-	0.30	0.30
600mm	1.13	2.95		-	0.32	0.32
700mm	1.44	3.44		-	0.33	0.33
800mm	1.65	3.94		-	0.34	0.34
900mm	1.85	4.44		-	0.35	0.35
1,000mm	2.06	4.94	同16 t 吊	-	0.36	0.36
1,100mm	2.16	5.46		-	0.39	0.39
1,200mm	2.37	6.08		-	0.41	0.41
1,350mm	2.58	6.59		-	0.43	0.43
1,500mm	2.78	7.52		-	0.45	0.45
1,600mm	2.88	7.83		-	0.47	0.47
1,650mm	2.99	7.98		-	0.48	0.48
1,800mm	3.09	8.14	同20 t 吊	-	0.50	0.50
2,000mm	3.19	8.45		-	0.55	0.55
2,100mm	3.29	8.60	同25 t 吊	-	0.56	0.56
2,200mm	3.40	8.76		-	0.59	0.59
2,400mm	3.50	8.96		同30 t 吊	-	0.62

- 注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

2-2-5-6 緩閉逆止弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	機械据付工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2,3)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
100mm	0.03	0.05	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.40	0.07	0.07
125mm	0.03	0.05		0.47	0.08	0.08
150mm	0.04	0.06		0.49	0.08	0.08
200mm	0.05	0.08		0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13		-	0.29	0.29
450mm	0.62	1.96	トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.30	0.30
500mm	0.82	2.47		-	0.32	0.32
600mm	1.13	3.61		-	0.34	0.34
700mm	1.44	4.22		-	0.36	0.36
800mm	1.65	5.25	16 t 吊	-	0.40	0.40
900mm	1.85	5.97		-	0.43	0.43
1,000mm	2.06	6.70		-	0.45	0.45
1,100mm	2.16	7.11		-	0.52	0.52
1,200mm	2.37	7.31	20 t 吊	-	0.53	0.53
1,350mm	2.58	7.42	25 t 吊	-	0.59	0.59
1,500mm	2.79	7.53	35 t 吊	-	0.70	0.70

- 注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。
 注意3 16t吊以上の移動クレーンを計上する場合は機種は、ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] とする。

2-5-2-6 入力条件表

(1) 略

(2) 水洗い清掃 (歩掛2-5-2-3)

施工単価コード	DDG05020310

2-2-5-6 緩閉逆止弁据付（機械力） 単位：台

細別規格 呼び径	機械据付工	普通作業員	クレーン機種 (参考)(注意2)	クレーン運転時間 [時間](注意2)	クレーン賃料 [日](注意2)	クレーン運転工 (注意2)
100mm	0.03	0.05	クレーン付 トラック 4 t 積 2.9 t 吊	0.40	0.07	0.07
125mm	0.03	0.05		0.47	0.08	0.08
150mm	0.04	0.06		0.49	0.08	0.08
200mm	0.05	0.08		0.57	0.10	0.10
250mm	0.06	0.10		0.73	0.12	0.12
300mm	0.11	0.17		0.91	0.16	0.16
350mm	0.18	0.43		1.10	0.19	0.19
400mm	0.41	1.13		トラック クレーン 油圧伸縮 ジブ型 4.9 t 吊	-	0.29
450mm	0.62	1.96	-		0.30	0.30
500mm	0.82	2.47	-		0.32	0.32
600mm	1.13	3.61	-		0.34	0.34
700mm	1.44	4.22	-	0.36	0.36	
800mm	1.65	5.25	同16 t 吊	-	0.40	0.40
900mm	1.85	5.97		-	0.43	0.43
1,000mm	2.06	6.70		-	0.45	0.45
1,100mm	2.16	7.11		-	0.52	0.52
1,200mm	2.37	7.31	同20 t 吊	-	0.53	0.53
1,350mm	2.58	7.42	同25 t 吊	-	0.59	0.59
1,500mm	2.79	7.53	同30 t 吊	-	0.70	0.70

- 注意1 フランジ接合は別途計上する。
 注意2 移動クレーンを計上する場合は本表を参考にクレーンを計上し、クレーン運転工は計上しない。現場備え付けのクレーン等を利用する場合は、クレーン運転工のみ計上し、クレーン損料または賃料は計上しない。

2-5-2-6 入力条件表

(1) 略

(2) 水洗い清掃 (歩掛3-5-2-3)

施工単価コード	DDG05020310

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
----	-----------------	------------------

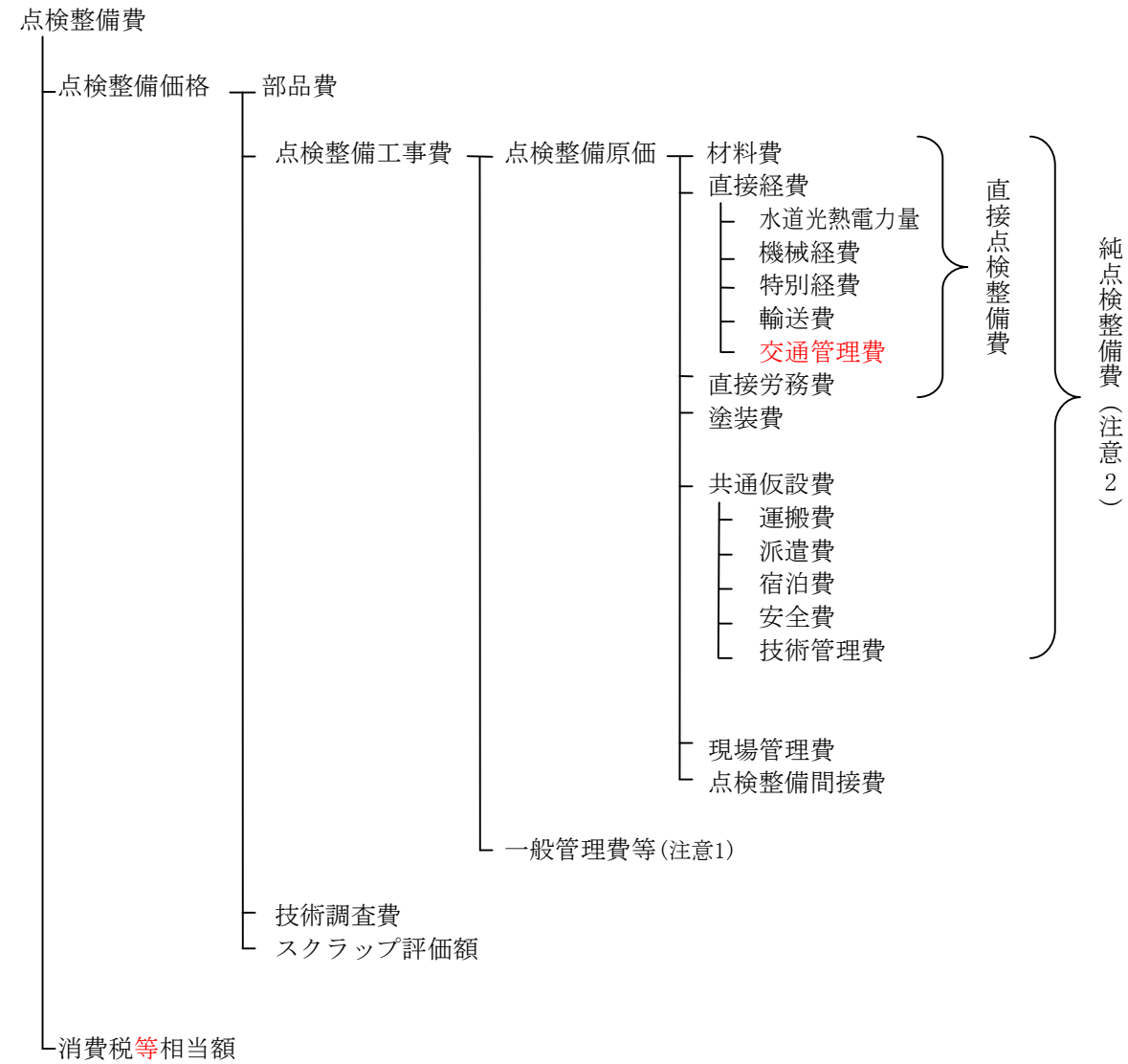
第IV編 点検・整備

第1章 点検整備費の積算

第4節 総則

1-1-2-2 点検整備費の構成

点検整備費の構成は次のとおりとする。



注意1 一般管理費等には契約保証補正額を含む。

注意2 純点検整備費は直接点検整備、運搬費、宿泊費、安全費、技術管理費から構成される。（派遣費は含まないものとする。）

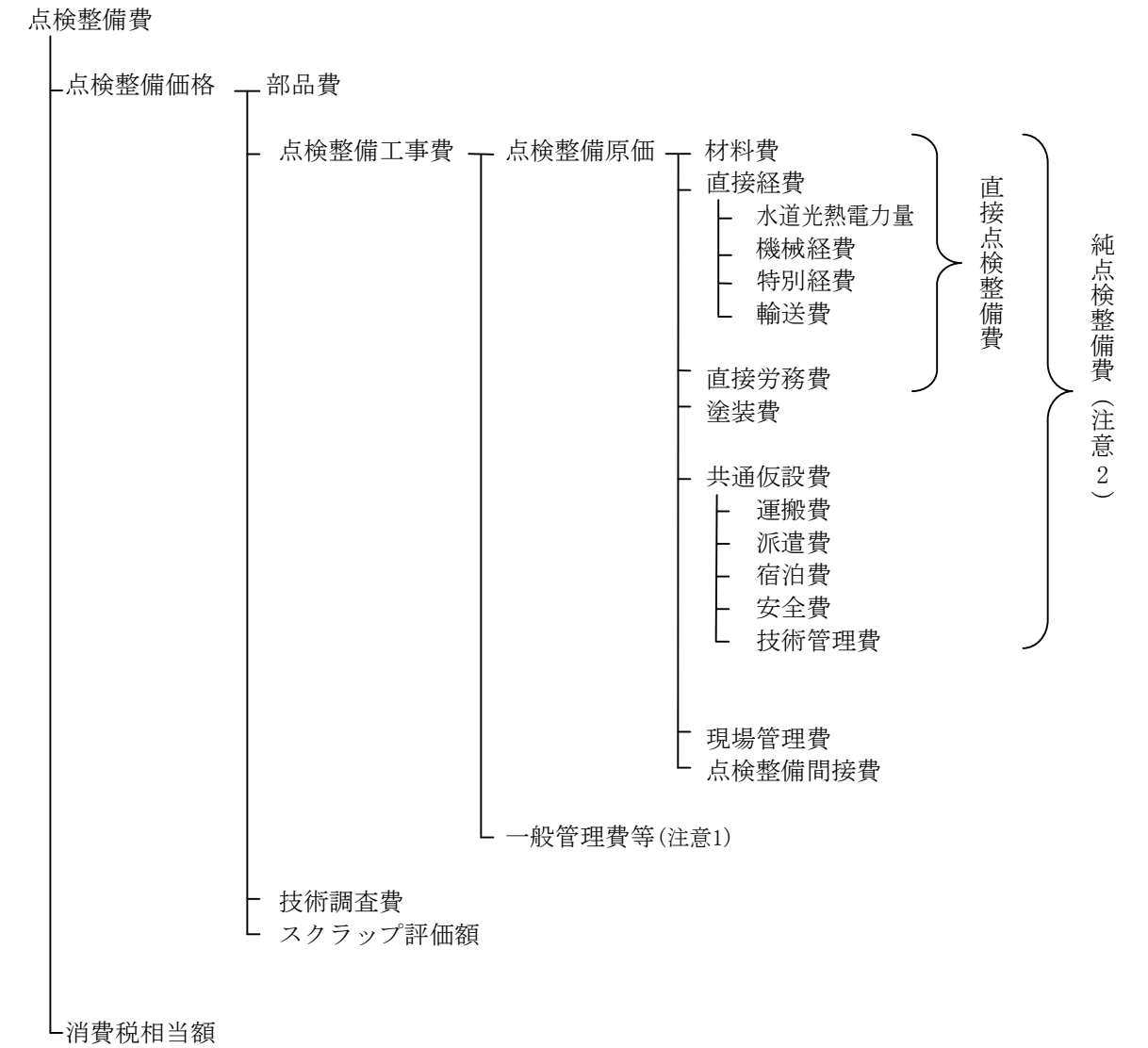
第IV編 点検・整備

第1章 点検整備費の積算

第4節 総則

1-1-2-2 点検整備費の構成

点検整備費の構成は次のとおりとする。



注意1 一般管理費等には契約保証補正額を含む。

注意2 純点検整備費は直接点検整備、運搬費、宿泊費、安全費、技術管理費から構成される。（派遣費は含まないものとする。）

備考	改正（平成 28 年 7 月）	現行（平成 27 年 7 月版）
	<p>第3節 点検整備原価 1-3-1-2 直接経費 (1) 直接経費 ア 直接経費は、点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費、輸送費及び交通管理等に要する費用とする。 (ア) 水道光熱電力料は点検・整備を実施するために必要な電力料等とする。 (イ) 機械経費は設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、機械経費、仮設材の損料の合計額とする。 (ウ) 特別経費は点検・整備に関わる材料分析等に必要とする特別費用とする。 (エ) 輸送費は材料、支給品、撤去品（処分、倉入れ、移設）等（以下、「運搬物」という。）の製作工場等と工事現場の間の運搬、現場内の運搬（以下、現場内の運搬を「現場内小運搬」と称する。）、積込み及び取卸しに必要な費用とする。 (オ) 交通管理費は、設備の点検・整備を実施するために必要とする交通管理等に要する費用とする。 イ 直接経費は、直接経費率によるもの（率分）および積み上げ分とする。</p> <p>(2) 直接経費（率分） ア 直接経費率による直接経費は基地または宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等の費用、及び点検整備に必要な各種計測機器（積み上げによるものを除く）とする。 イ 直接経費（率分）の積算は「点検整備工費×直接経費率」とする。 ウ 直接経費率は別記による。</p> <p>(3) 直接経費（積み上げ分） ア 直接経費（積み上げ分）は高所作業車、発動発電機（排出ガス対策型）、洗浄機等の損料、仮設材（足場等）の損料、その他の機械器具（試験測定器具を含む）、水道光熱電力料、特別経費、輸送費及び交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用とする。 イ 輸送費以外の直接経費（積み上げ分）は、個々の費目別に第Ⅰ編の「設計単価の決定」や標準料金等の資料により算定する。なお、機械経費については「損料表」によるものとし、点検・整備に必要な機械器具で「損料表」に掲載のないものは、基礎価格（税抜き）10万円以上のものを対象として計上する。ただし、試験測定器具の場合は試験に必要な労務費（直接労務費）が計上され、かつ、仕様書等に当該機器の使用が明記されている場合に限る。 ウ 輸送費の対象及び算定方法等は第Ⅱ編の「輸送費」による。</p> <p>(4) 直接経費率表 表略</p>	<p>第3節 点検整備原価 1-3-1-2 直接経費 (1) 直接経費 ア 直接経費は、点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費、輸送費に要する費用とする。 (ア) 水道光熱電力料は点検・整備を実施するために必要な電力料等とする。 (イ) 機械経費は設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、機械経費、仮設材の損料の合計額とする。 (ウ) 特別経費は点検・整備に関わる材料分析等に必要とする特別費用とする。 (エ) 輸送費は材料、支給品、撤去品（処分、倉入れ、移設）等（以下、「運搬物」という。）の製作工場等と工事現場の間の運搬、現場内の運搬（以下、現場内の運搬を「現場内小運搬」と称する。）、積込み及び取卸しに必要な費用とする。</p> <p>イ 直接経費は、直接経費率によるもの（率分）および積み上げ分とする。</p> <p>(2) 直接経費（率分） ア 直接経費率による直接経費は基地または宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等の費用、及び点検整備に必要な各種計測機器（積み上げによるものを除く）とする。 イ 直接経費（率分）の積算は「点検整備工費×直接経費率」とする。 ウ 直接経費率は別記による。</p> <p>(3) 直接経費（積み上げ分） ア 直接経費（積み上げ分）は高所作業車、発動発電機（排出ガス対策型）、洗浄機等の損料、仮設材（足場等）の損料、その他の機械器具（試験測定器具を含む）、水道光熱電力料、特別経費、輸送費とする。 イ 輸送費以外の直接経費（積み上げ分）は、個々の費目別に第Ⅰ編の「設計単価の決定」や標準料金等の資料により算定する。なお、機械経費については「損料表」によるものとし、点検・整備に必要な機械器具で「損料表」に掲載のないものは、基礎価格（税抜き）10万円以上のものを対象として計上する。ただし、試験測定器具の場合は試験に必要な労務費（直接労務費）が計上され、かつ、仕様書等に当該機器の使用が明記されている場合に限る。 ウ 輸送費の対象及び算定方法等は第Ⅱ編の「輸送費」による。</p> <p>(4) 直接経費率表 表略</p>